

常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成27年2月26日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例

常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和32年東村山市条例
第16号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成
26年法律第76号）の公布に伴い、本案を提出するものであります。

常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例

常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和32年東村山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名中「旅費」を「旅費等」に改める。

第1条中「市長及び副市長」を「常勤の特別職である市長、副市長及び教育長」に改め、「旅費」の次に「並びに教育長の勤務時間その他勤務条件等」を加える。

第3条中「副市長 給料月額 801,000円」を
副市長 給料月額
教育長 給料月額
801,000円
740,000円」に改める。

第7条第1項に次の1号を加える。

(3) 教育長 在職満1年につき給料月額の100分の180に相当する額

第8条の次に次の1条を加える。

(教育長の勤務時間等)

第9条 教育長の勤務時間その他勤務条件等については、東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和31年東村山市条例第10号）及び東村山市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和33年東村山市条例第3号）の規定を準用する。この場合において、これらの条例の規定中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(東村山市特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 2 東村山市特別職報酬等審議会条例(昭和43年東村山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改め、同条第2項を削る。

(東村山市職員互助会に関する条例の一部改正)

- 3 東村山市職員互助会に関する条例(昭和41年東村山市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び教育長」を削る。

(東村山市長の退職手当の特例に関する条例の一部改正)

- 4 東村山市長の退職手当の特例に関する条例(平成21年東村山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

本則中「常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例」を「常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例」に改める。

(教育長の給与、旅費及び勤務時間その他勤務条件等に関する条例の廃止)

- 5 教育長の給与、旅費及び勤務時間その他勤務条件等に関する条例(昭和31年東村山市条例第19号)は、廃止する。

(経過措置)

- 6 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により在職する教育長がある場合は、当該在職する教育長の任期中に限り、この条例による改正後の常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の規定、附則第2項の規定による改正後の東村山市特別職報酬等審議会条例の規定、附則第3項の規定による改正後の東村山市職員互助会に関する条例の規定並びに附則第4項の規定

による改正後の東村山市長の退職手当の特例に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定、附則第2項の規定による改正前の東村山市特別職報酬等審議会条例の規定、附則第3項の規定による改正前の東村山市職員互助会に関する条例の規定、附則第4項の規定による改正前の東村山市長の退職手当の特例に関する条例の規定並びに前項の規定による廃止前の教育長の給与、旅費及び勤務時間その他勤務条件等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、常勤の特別職である市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）に支給する給与及び旅費並びに教育長の勤務時間その他勤務条件等について定めることを目的とする。

(給料月額)

第3条 市長等の給料月額は、次のとおりとする。

市長 (略)

副市長 給料月額 801,000円

教育長 給料月額 740,000円

(退職手当)

第7条 市長等が退職、失職若しくは死亡したときは、次の各号により計算した額を退職手当として支給する。

(1)・(2) (略)

(3) 教育長 在職満1年につき給料月額の100分の180に相当する額

2 (略)

(教育長の勤務時間等)

第9条 教育長の勤務時間その他勤務条件等については、東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和31年東村山市条例第10号）及び東村山市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和33年東村山市条例第3号）の規定を準用する。この場合において、これらの条例の規定

旧 条 例

常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市長及び副市長（以下「市長等」という。）に支給する給与及び旅費について定めることを目的とする。

(給料月額)

第3条 (同左)

市長 (略)

副市長 給料月額 801,000円

(退職手当)

第7条 (同左)

(1)・(2) (略)

2 (略)

新 条 例

中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

附則第2項（東村山市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

（所掌事項）

第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

附則第3項（東村山市職員互助会に関する条例の一部改正）

（構成員）

第2条 互助会は、次の各号に掲げる東村山市の職員をもって組織する。

（1）常勤の特別職の職員

（2）～（4）（略）

2 前項第1号から第3号までに掲げる職員は、すべて会員とする。

3 （略）

附則第4項（東村山市長の退職手当の特例に関する条例の一部改正）

平成19年5月1日を任期の開始とする市長の退職手当は、同日から平成23年4月30日までの期間についてのものに限り、常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和32年東村山市条例第16号）第7条第1項の規定にかかわらず、同項第1号の規定によって計算した額に100分

旧 条 例

附則第2項（東村山市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

（所掌事項）

第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

2 教育長の給料の額に関する条例について、前項を準用することができる。

附則第3項（東村山市職員互助会に関する条例の一部改正）

（構成員）

第2条 （同左）

（1）常勤の特別職の職員及び教育長

（2）～（4）（略）

2 （同左）

3 （略）

附則第4項（東村山市長の退職手当の特例に関する条例の一部改正）

平成19年5月1日を任期の開始とする市長の退職手当は、同日から平成23年4月30日までの期間についてのものに限り、常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和32年東村山市条例第16号）第7条第1項の規定にかかわらず、同項第1号の規定によって計算した額に100分の

新 条 例

の50を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(東村山市特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 2 東村山市特別職報酬等審議会条例(昭和43年東村山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改め、同条第2項を削る。

(東村山市職員互助会に関する条例の一部改正)

- 3 東村山市職員互助会に関する条例(昭和41年東村山市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び教育長」を削る。

(東村山市長の退職手当の特例に関する条例の一部改正)

- 4 東村山市長の退職手当の特例に関する条例(平成21年東村山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

本則中「常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例」を「常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例」に改める。

(教育長の給与、旅費及び勤務時間その他勤務条件等に関する条例の廃止)

- 5 教育長の給与、旅費及び勤務時間その他勤務条件等に関する条例(昭和3

旧 条 例

50を乗じて得た額とする。

新 条 例

1年東村山市条例第19号)は、廃止する。

(経過措置)

6 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により在職する教育長がある場合は、当該在職する教育長の任期中に限り、この条例による改正後の常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の規定、附則第2項の規定による改正後の東村山市特別職報酬等審議会条例の規定、附則第3項の規定による改正後の東村山市職員互助会に関する条例の規定並びに附則第4項の規定による改正後の東村山市長の退職手当の特例に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定、附則第2項の規定による改正前の東村山市特別職報酬等審議会条例の規定、附則第3項の規定による改正前の東村山市職員互助会に関する条例の規定、附則第4項の規定による改正前の東村山市長の退職手当の特例に関する条例の規定並びに前項の規定による廃止前の教育長の給与、旅費及び勤務時間その他勤務条件等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

旧 条 例